

伊万里市立地適正化計画  
届出の手引き

令和8年3月

伊万里市 建設農林水産部 都市政策課

- 目 次 -

1	立地適正化計画について .....	1
1-1	立地適正化計画とは .....	1
1-2	届出制度 .....	1
1-3	居住誘導区域と都市機能誘導区域 .....	2
2	住宅の開発・建築等に関する届出 .....	3
2-1	届出の対象区域 .....	3
2-2	届出の対象行為 .....	3
2-3	届出に必要な書類 .....	4
3	誘導施設の開発・建築等に関する届出及び休止・廃止届 .....	6
3-1	届出の対象区域 .....	6
3-2	届出の対象行為 .....	6
3-3	届出の対象となる施設（誘導施設） .....	7
3-4	届出に必要な書類 .....	8
4	届出に関する Q&A .....	10
5	届出様式の記入例 .....	13

# 1 立地適正化計画について

## 1-1 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき策定する計画であり、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加え、居住や都市機能の誘導による「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成を推進することで、人口減少が進む中においても将来にわたり持続可能なまちづくりを目指すものです。

こうした考えに基づき、伊万里市では令和8年（2026年）2月に「伊万里市立地適正化計画」を策定・公表しています。

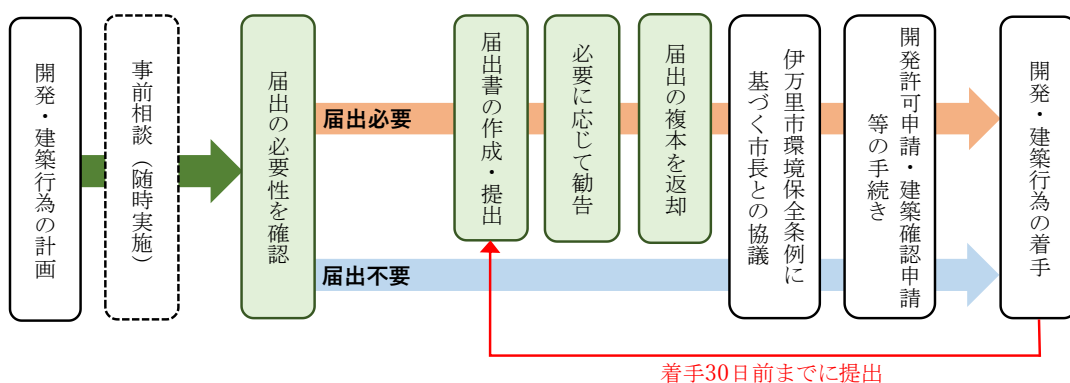
## 1-2 届出制度

都市再生特別措置法では、立地適正化計画の公表後に以下の行為を行おうとする場合、市長への事前届出が義務付けられています。

- 居住誘導区域外で、一定規模以上の住宅の開発行為、新築等を行う場合
- 都市機能誘導区域外で、誘導施設の開発行為、新築等を行う場合
- 都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止する場合

この届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発や都市機能誘導区域内外における誘導施設の立地状況等を把握するために行うものです。

届出対象の開発行為や建築等行為を行おうとする場合は、行為に着手する日の30日前までに、届出に必要な書類を作成し、都市政策課へ提出してください。



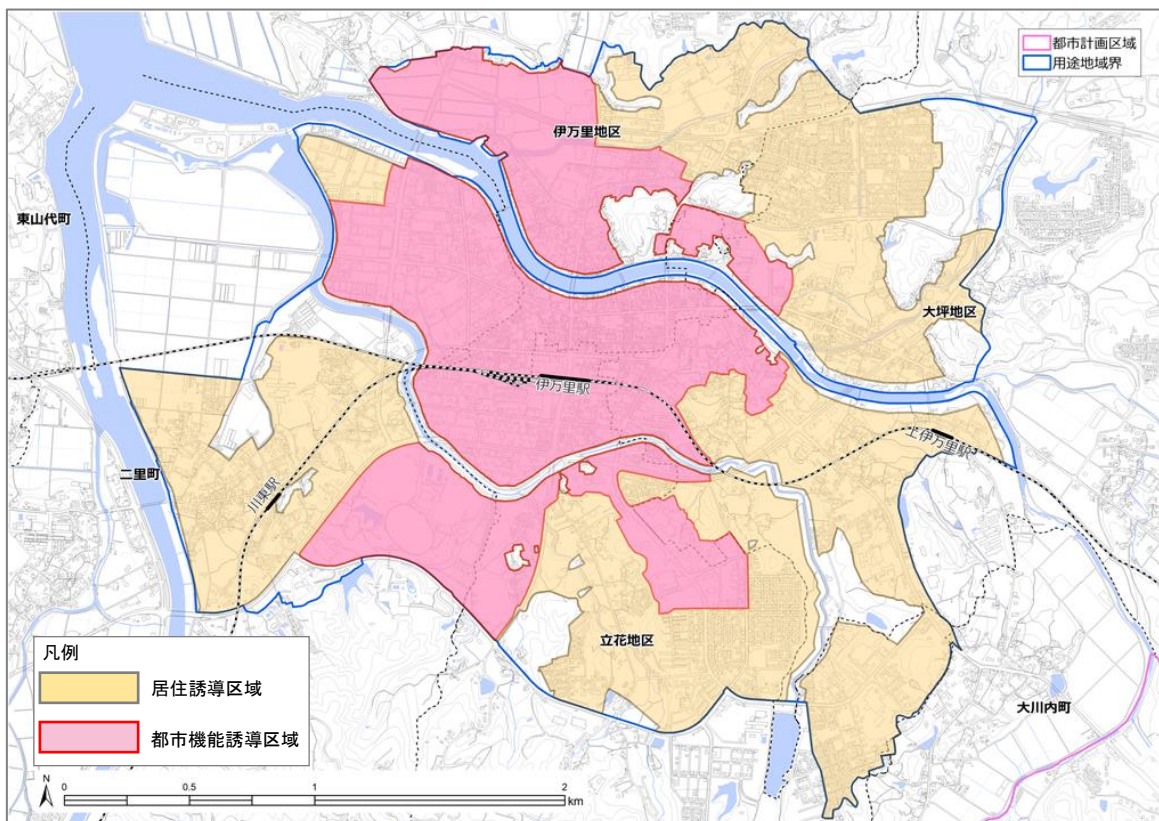
※ 届出事務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象になります。

### 1-3 居住誘導区域と都市機能誘導区域

立地適正化計画では、都市再生特別措置法第81条第2項の規定に基づき、居住を誘導する「居住誘導区域」と、医療や福祉、商業等の都市機能を誘導・集約する「都市機能誘導区域」を定めます。

誘導区域の別	概要
居住誘導区域	人口減少の中にあっても、一定の人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが確保されるよう居住を誘導する区域
都市機能誘導区域	医療や福祉、商業等の都市機能を誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域

伊万里市における居住誘導区域及び都市機能誘導区域は以下のとおりです。



※ 都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内に重複して設定されます。  
このため、都市機能誘導区域の全域は居住誘導区域に含まれています。

## 2 住宅の開発・建築等に関する届出

### 2-1 届出の対象区域

住宅の開発・建築等に関する届出の対象となる区域は、**居住誘導区域外**です。

ただし、都市計画区域外は立地適正化計画の対象区域外となるため、都市計画区域外で行う行為は届出の対象とはなりません。

### 2-2 届出の対象行為

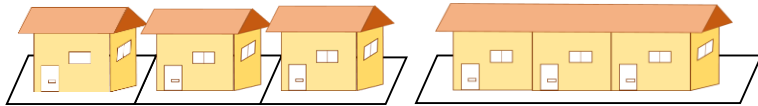
居住誘導区域外で下記の行為を行おうとする場合、市への届出が必要です。

対象行為	内容
開発行為	・3戸以上の住宅の建築目的で行う開発行為 ・1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
建築等行為	・3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・建築物を改築、または用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

#### 開発行為

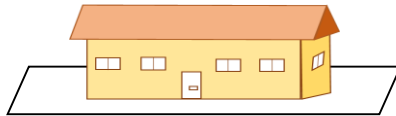
3戸の開発行為

届出必要



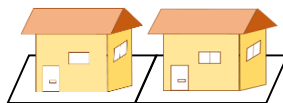
1戸で1,200㎡の開発行為

届出必要



2戸で900㎡の開発行為

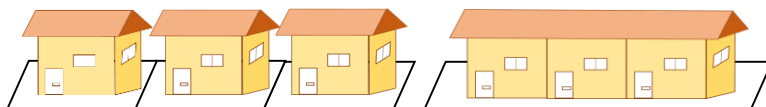
届出不要



#### 建築等行為

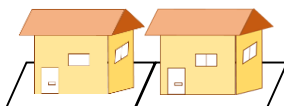
3戸の建築等行為

届出必要



2戸の建築等行為

届出不要



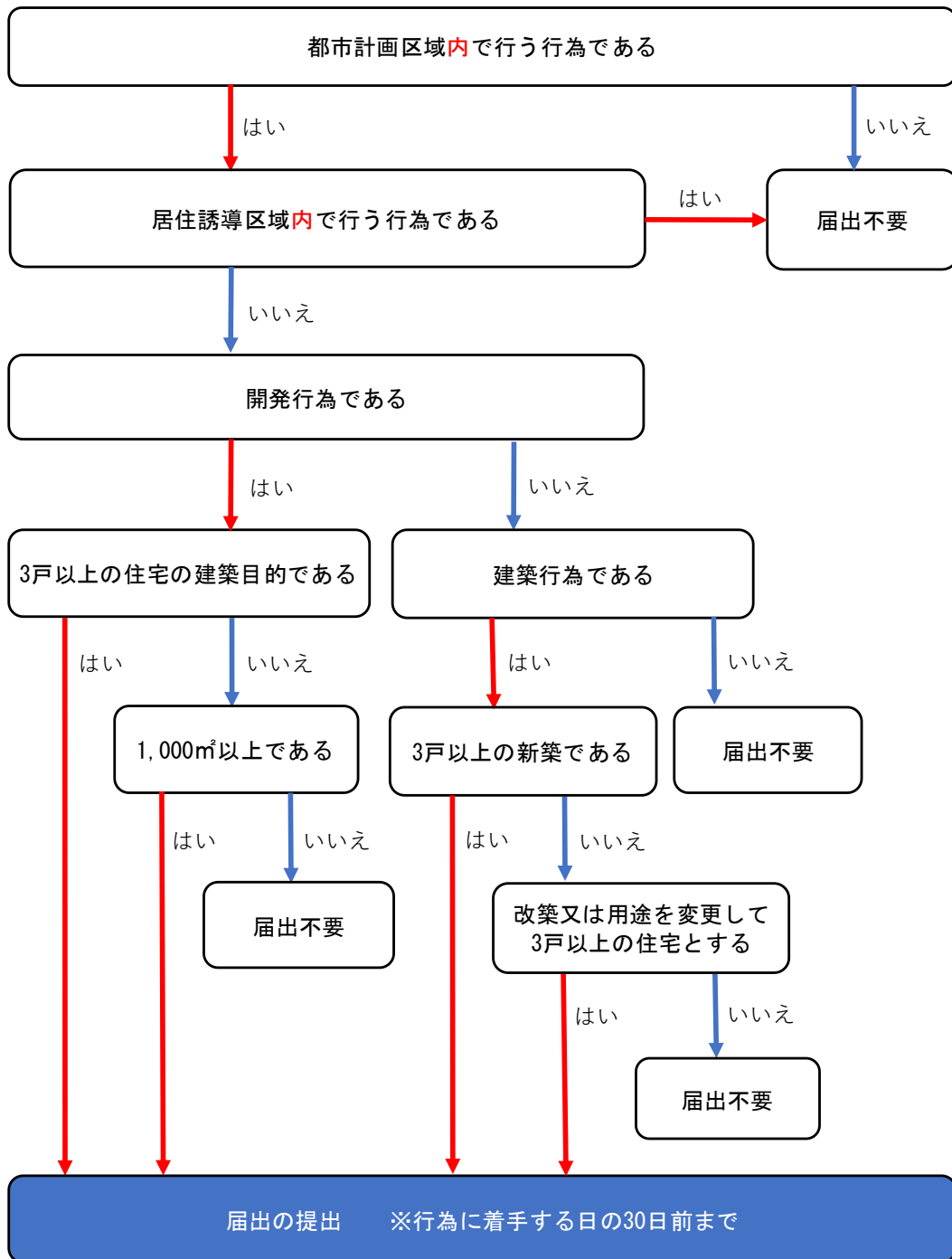
### 2-3 届出に必要な書類

届出対象行為を行おうとする場合は、行為に着手する日の30日前までに必要書類を作成し、都市政策課へ提出してください。

届出書及び添付書類の提出部数は各2部です。

対象行為	届出様式	添付書類
開発行為	様式第10	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該行為を行う土地の区域及び当周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1/1000以上)</li><li>・設計図(縮尺1/100以上)</li><li>・その他参考となるべき事項を記載した図書(求積図など)</li><li>・委任状(代理の方が届け出る場合)</li></ul>
建築等行為	様式第11	<ul style="list-style-type: none"><li>・敷地内における住宅等の位置を表示する図面(縮尺1/100以上)</li><li>・2面以上の立面図(縮尺1/50以上)</li><li>・各階平面図(縮尺1/50以上)</li><li>・その他参考となるべき事項を記載した図書(求積図など)</li><li>・委任状(代理の方が届け出る場合)等</li></ul>
届出内容の変更	様式第12	<ul style="list-style-type: none"><li>・変更に係る図面等</li></ul>

【住宅の開発・建築等に関する届出の要否の判断】



※ 届出が不要となる行為

- ・住宅で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものに係る開発行為、建築等行為
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

### 3 誘導施設の開発・建築等に関する届出及び休止・廃止届

#### 3-1 届出の対象区域

##### ● 誘導施設の開発・建築等を行う場合

届出が必要となる区域は、**都市機能誘導区域外**です。

ただし、都市計画区域外は立地適正化計画の対象区域外となるため、都市計画区域外で行う行為は届出の対象とはなりません。

##### ● 誘導施設の休止・廃止を行う場合

届出が必要となる区域は、**都市機能誘導区域内**です。

#### 3-2 届出の対象行為

対象区域で下記の行為を行おうとする場合、市への届出が必要です。

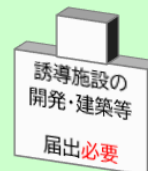
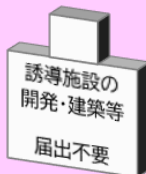
対象行為	内容
開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築目的で行う開発行為
建築等行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
休止・廃止	・都市機能誘導区域内に立地している誘導施設を休止または廃止しようとする場合

#### 伊万里市域

##### 立地適正化計画区域（伊万里市都市計画区域）

##### 居住誘導区域

##### 都市機能誘導区域



### 3-3 届出の対象となる施設（誘導施設）

届出の対象となる誘導施設は次のとおりです。

機能	施設区分	対象となる施設の定義
商業	大規模小売店舗	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める店舗面積1,000m <sup>2</sup> 以上の商業施設
医療	病院	・医療法第1条の5第1項に定める病院(歯科を除く)
	診療所	・医療法第1条の5第2項に定める入院可能な診療所(歯科を除く)
介護 福祉	老人福祉センター	・伊万里市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例に定める施設
	障がい者生活支援センター	・伊万里市基幹相談支援センター設置規則に定める施設
子育て 支援	子育て支援センター等	・児童福祉法第10条の2に定める施設 ・伊万里市子育て支援センターぽっぽ条例に定める施設
	その他の子育て支援施設 (幼稚園、保育所、認定こども園、病児・病後児保育施設、児童厚生施設)	・学校教育法第1条に定める幼稚園 ・児童福祉法第39条第1項に定める保育所 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園 ・児童福祉法第6条の3第13項に定める病児保育事業を行う施設 ・児童福祉法第40条に定める児童厚生施設
教育	専修学校	・学校教育法第124条に定める専修学校
	短期大学・大学	・学校教育法第83条に定める大学
行政	市役所	・伊万里市役所
	コミュニティセンター	・伊万里市コミュニティセンター設置条例に定める施設
文化 交流	市民センター、 市民活動支援センター等	・伊万里市民センターの設置及び管理に関する条例に定める施設 ・伊万里市民活動支援センター条例に定める施設 ・伊万里市公民館設置条例に定める施設
	図書館、博物館、 資料館	・図書館法第2条第1項に定める図書館 ・博物館法第2条第1項に定める博物館または同法第29条に定める博物館相当施設 ・伊万里市歴史民俗資料館等の設置及び管理に関する条例に定める施設 ・伊万里市海のシルクロード館条例に定める施設

機能	施設区分	対象となる施設の定義
金融	銀行・郵便局等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行法第4条に定める銀行</li> <li>・農林中央金庫法に基づく農林中央金庫</li> <li>・労働金庫法に基づく労働金庫</li> <li>・信用金庫法第4条に定める信用金庫</li> <li>・中小企業等協同組合法第3条及び協同組合による金融事業に関する法律第3条に規定する信用組合</li> <li>・日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局で銀行法第2条第14項に規定する銀行代理業を行う施設</li> </ul>
業務	共同利用型のオフィスや学習スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業者の参画促進に寄与するコワーキングスペースやインキュベーション施設、これらに類する共同利用型オフィス</li> <li>・集会、打合せ、学習等への利用を目的とする壁や間仕切りなどで仕切られた屋内施設</li> </ul>

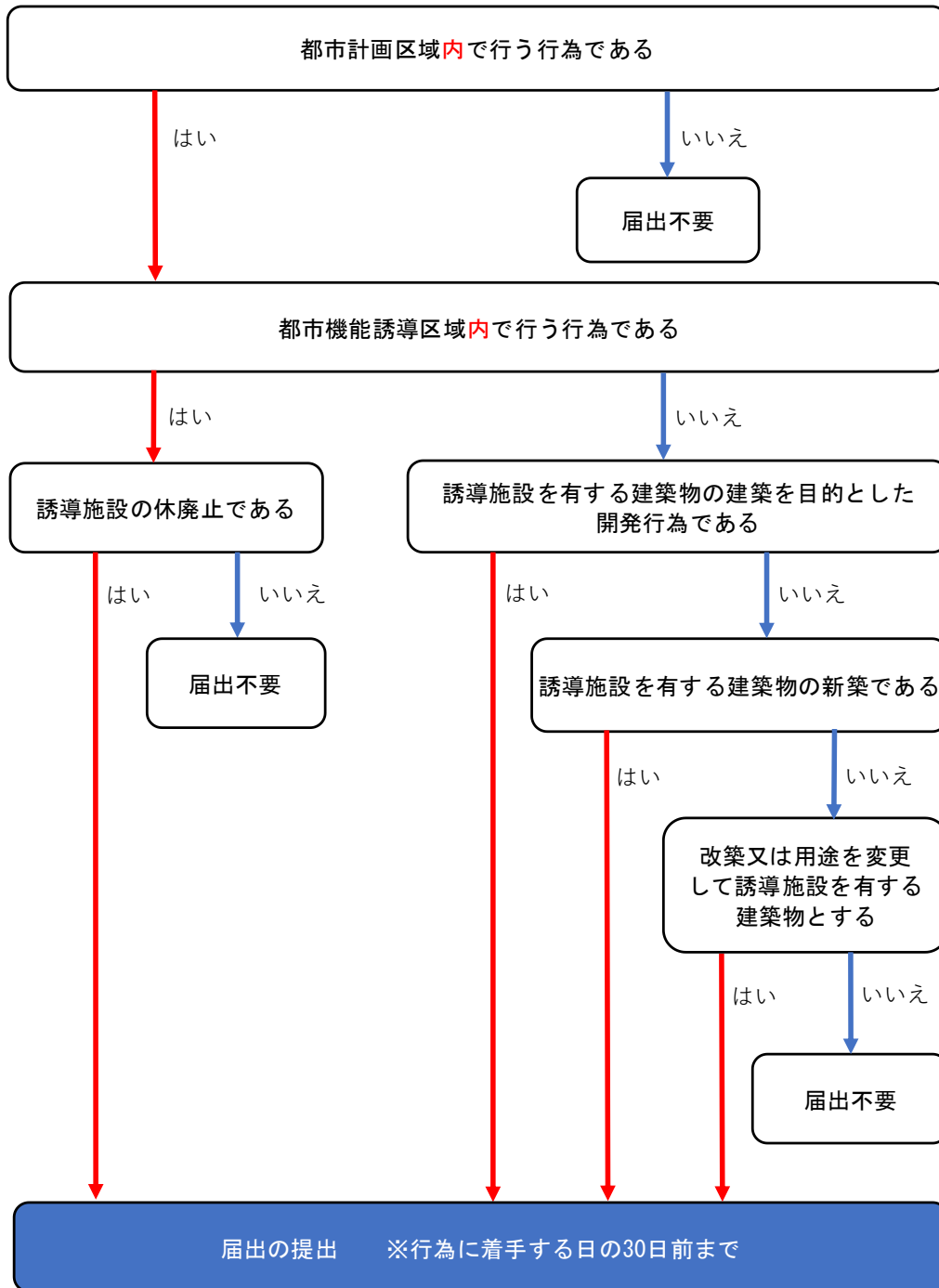
### 3-4 届出に必要な書類

届出対象行為を行おうとする場合は、行為に着手する日の30日前までに必要書類を作成し、都市政策課へ提出してください。

届出書及び添付書類の提出部数は各2部です。

対象行為	届出様式	添付書類
開発行為	様式第18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為を行う土地の区域及び周辺の公共施設を表示する図面(縮尺1/1000以上)</li> <li>・設計図(縮尺1/100以上)</li> <li>・その他参考となるべき事項を記載した図書(求積図など)</li> <li>・委任状(代理の方が届け出る場合)</li> </ul>
建築等行為	様式第19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺1/100以上)</li> <li>・2面以上の立面図(縮尺1/50以上)</li> <li>・各階平面図(縮尺1/50以上)</li> <li>・その他参考となるべき事項を記載した図書(求積図など)</li> <li>・委任状(代理の方が届け出る場合)</li> </ul>
届出内容の変更	様式第20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更に係る図面等</li> </ul>
休止・廃止	様式第21	—

## 【誘導施設に関する届出の要否の判断】



### ※ 届出が不要となる行為

- ・ 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為、建築等行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

## 4 届出に関する Q&A

---

Q. 誘導区域外で行う開発や建築等はすべて届出の対象となるのですか？

A. 届出の対象となるのは、一定規模以上の住宅や誘導施設の開発、建築等の行為です。

例えば、1戸のみの住宅（敷地面積が1,000㎡未満）や誘導施設以外に係る開発、建築等は届出不要です。

Q. 届出の対象となる「住宅」とはどのような建築物ですか？

A. 一戸建て住宅や長屋、共同住宅、兼用住宅を指します。なお、寄宿舍や老人ホームは住宅に該当しません。詳しくは建築基準法における住宅の取扱いを参考にしてください。

Q. サービス付高齢者向け住宅や社宅についても、届出の対象となる住宅に該当しますか？

A. 実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは住宅として届出の対象となります。

Q. 3戸以上の既存住宅を改築し、3戸以上の住宅とした場合でも届出は必要ですか？

A. 改築や用途変更をした後の建築物の用途が3戸以上の住宅となる場合は、届出が必要です。

Q. 届出の対象となる「開発行為」とはどのような行為ですか？

A. 都市計画法第4条第12項の規定による建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を指します。

Q. 開発行為時に届出を行った場合でも、その後の建築等行為時に届出は必要ですか？

A. 開発行為と建築等行為はそれぞれ独立した行為となりますので、それぞれの行為について届出が必要になります。

Q. 開発や建築等を行う土地が居住誘導区域の内外にまたがる場合、届出は必要ですか？

A. 居住誘導区域外の部分について見た場合に、届出要件に該当するか否かで判断します。

Q. 都市機能誘導施設に該当しない施設については、建築等の届出は必要ですか？

A. 立地適正化計画で位置付けている誘導施設以外のもの（例えば、店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の商業施設など）については、届出は不要です。

Q. 都市機能誘導区域外には、誘導施設に位置付けられた施設は建築できなくなるのですか？

A. 届出の対象となりますが、建築そのものが規制されるわけではありません。

Q. 都市機能誘導区域内において、店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の商業施設が改修等により 1,000 m<sup>2</sup>未満となる場合、届出は必要ですか？

A. 誘導施設に該当しなくなるため、廃止届が必要です。

Q. 一つの建築物で複数の誘導施設を有する建築物の開発・建築等を行う場合、誘導施設の種別ごとに届出が必要ですか？

A. 誘導施設が一つの建築物に集約されている場合は、一つの届出で構いません。届出書に建築物の用途を記載する欄がありますので、届出対象となるすべての用途（誘導施設名）を記載してください。

Q. 誘導施設が都市機能誘導区域の内外にまたがる場合、建築等の届出は必要ですか？

A. 新築や改築、用途変更された建築物のうち、都市機能誘導区域外の部分について見た場合に、誘導施設としての要件に該当するか否かで判断します。

Q. 誘導施設を都市機能誘導区域内の別の場所に移転する場合でも届出は必要ですか？

A. 移転元の誘導施設の廃止届が必要です。（移転先の届出は不要です。）

**Q. 休止と廃止の違いは何ですか？**

A. 誘導施設の再開の意思がある場合は休止、再開の意思がない場合は廃止と見なします。

**Q. 休止の届出が必要となる休止期間はどのくらいですか？**

A. 休止期間についての法令条の定めはありませんが、概ね3か月以上休止する場合は届出をお願いします。

**Q. 誘導施設を廃止し、別の事業者が同じ用途で建築物を使用する場合にも届出は必要ですか？**

A. 届出が必要です。届出書に休廃止後の建築物の使用予定を記載する欄がありますので、休廃止後の予定が決まっている場合は記載してください。

**Q. 届出をしなかった場合、罰則はありますか？**

A. 届出を怠った場合または虚偽の届出をして開発行為、建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法第130条の規定に基づき30万円以下の罰金に処せられることがあります。

**Q. 誘導施設の休廃止の届出を忘れた場合にも、罰則があるのでしょうか？**

A. 誘導施設の休廃止届出については、罰則はありません。

**Q. 届出に関する事項に変更が生じた場合はどのようにすればよいですか？**

A. 変更に係る行為に着手する30日前までに、変更の届出を行ってください。

**Q. 今後、誘導区域や誘導施設が変更されることはありますか？**

A. 伊万里市立地適正化計画は、概ね5年ごとに必要に応じて内容を見直すこととしており、見直しの結果、誘導区域や誘導施設が変更となる場合もあります。

## 5 届出様式の記入例

### 様式第10

様式第10（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）

### 開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和8年 4月 10日  
伊万里市長 あて

届出日を記入  
(行為着手の30日前まで)

届出者 住所 伊万里市〇〇町〇〇 1234-5  
氏名 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇  
連絡先 0955-00-0000 担当：☆☆

印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称（土地の所在、地番）	伊万里市 △△町 △△ 0000 番地 00 他〇筆
	2 開発区域の面積	2,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	戸建住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和8年 5月 15日
	5 工事の完了予定年月日	令和9年 3月 31日
	6 その他必要な事項	住宅区画数：8区画 ※戸建て住宅の場合 住宅戸数：2棟 12戸 ※共同住宅、長屋の場合

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

（添付書類）

- ・付近見取図（行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面）縮尺 1/1,000 以上
- ・設計図（現況平面図、土地利用計画図または造成計画平面図）縮尺 1/100 以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（求積図（開発区域の面積）など）
- ・委任状（代理の方が届出書を提出する場合）

# 様式第 1 1

様式第 11 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、  
住宅等の新築 いずれかに○をつける  
 { 建築物を改築して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。  
 { 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }

令和 8 年 4 月 1 0 日 届出日を記入  
(行為着手の 30 日前まで)  
 伊万里市長 あて

届出者 住 所 伊万里市○○町○○ ○-○  
 氏 名 株式会社○○○○ 印  
 代表取締役 ○○ ○○  
 連絡先 0955-00-0000 担当：☆☆

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	所在、地番：伊万里市 △△町 △△ 0000 番地 00 地目：宅地 面積：5 0 0 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	共同住宅
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	戸数：2 棟 1 2 戸 工事の着手予定年月日：令和 8 年 5 月 1 5 日 工事の完了予定年月日：令和 9 年 3 月 3 1 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面）縮尺 1/100 以上
- ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 1/50 以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図、求積図（敷地面積）など）
- ・委任状（代理の方が届出書を提出する場合）

## 様式第 1 2

様式第 12 (都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係)

### 行為の変更届出書

伊万里市長 あて

届出日を記入  
(行為着手の 30 日前まで) 令和 8 年 5 月 8 日

届出者 住 所 伊万里市〇〇町〇〇 〇〇  
氏 名 株式会社〇〇〇〇 印  
代表取締役 〇〇 〇  
連絡先 0955-00-0000 担当：☆☆

都市再生特別措置法第 8 8 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

#### 記

- 1 当初の届出年月日 令和 8 年 4 月 1 0 日 様式 10 または様式 11 の届出日を記入

2 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後
開発区域面積	2, 0 0 0 m <sup>2</sup>	2, 1 0 0 m <sup>2</sup>

- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 8 年 6 月 1 0 日

- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 9 年 3 月 3 1 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 届出者の氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。  
3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

#### (添付書類)

##### 《開発行為の場合》

- ・付近見取図 (行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面) 縮尺 1/1, 0 0 0 以上
- ・設計図 (現況平面図、土地利用計画図または造成計画平面図) 縮尺 1/100 以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書 (求積図 (開発区域の面積) など)
- ・委任状 (代理の方が届出書を提出する場合)

##### 《建築行為の場合》

- ・配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面) 縮尺 1/100 以上
- ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 1/50 以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、求積図 (敷地面積) など)
- ・委任状 (代理の方が届出書を提出する場合)

## 様式第 18

様式第 18 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

### 開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 8 年 4 月 10 日  
伊万里市長 あて

届出日を記入  
(行為着手の 30 日前まで)

届出者 住 所 伊万里市〇〇町〇〇 〇-〇  
氏 名 株式会社〇〇〇〇 印  
代表取締役 〇〇 〇〇  
連絡先 0955-00-0000 担当：☆☆

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の 名称 (土地の所在、地番)	伊万里市 △△町 △△ 0000 番地 00 他〇筆
	2 開発区域の面積	12,000 平方メートル
	3 建築物の用途	大規模小売店舗 (スーパーマーケット)
	4 工事の着手予定年月日	令和 8 年 5 月 15 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 9 年 3 月 31 日
	6 その他必要な事項	(建築物の名称) 〇〇マート 伊万里店 (延床面積) 1,500 平方メートル

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・付近見取図 (行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面) 縮尺 1/1,000 以上
- ・設計図 (現況平面図、土地利用計画図または造成計画平面図) 縮尺 1/100 以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書 (求積図 (開発区域の面積) など)
- ・委任状 (代理の方が届出書を提出する場合)

## 様式第 19

様式第 19 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築  
建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  
建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為  
について、下記により届け出ます。

令和 8 年 4 月 10 日  
伊万里市長 あて

届出日を記入  
(行為着手の 30 日前まで)

届出者 住所 伊万里市〇〇町〇〇 〇-〇  
氏名 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇  
連絡先 0955-00-0000 担当：☆☆

いずれかに○をつける

印

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	所在、地番：伊万里市 △△町 △△ 0000 番地 00 地目：宅地 面積：10,000 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築 物の用途	大規模小売店舗 (スーパーマーケット)
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(建築物の名称) 〇〇マート 伊万里店 (延床面積) 1,500 平方メートル (着手予定年月日) 令和 8 年 5 月 15 日 (完了予定年月日) 令和 9 年 3 月 31 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 届出者の氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面) 縮尺 1/100 以上
- ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 1/50 以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書 (位置図、求積図 (敷地面積) など)
- ・委任状 (代理の方が届出書を提出する場合)

## 様式第 20

様式第 20 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係)

### 行為の変更届出書

届出日を記入  
(行為着手の 30 日前まで)

令和 8 年 5 月 8 日

伊万里市長 あて

届出者 住 所 伊万里市〇〇町〇〇 〇-〇  
氏 名 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印  
連絡先 0955-00-0000 担当：マ

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

#### 記

1 当初の届出年月日 令和 8 年 4 月 10 日

様式 18 または様式 19 の  
届出日を記入

2 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の面積	10,000㎡	9,500㎡

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 8 年 6 月 10 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 9 年 3 月 31 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。  
3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

《開発行為の場合》

- ・付近見取図（行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面）縮尺 1/1,000 以上
- ・設計図（現況平面図、土地利用計画図または造成計画平面図）縮尺 1/100 以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（求積図（開発区域の面積）など）
- ・委任状（代理の方が届出書を提出する場合）

《建築行為の場合》

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面）縮尺 1/100 以上
- ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 1/50 以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図、求積図（敷地面積）など）
- ・委任状（代理の方が届出書を提出する場合）

## 様式第 2 1

様式第 21 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係)

### 誘導施設の休廃止届出書

伊万里市長 あて

届出日を記入  
(休廃止日の 30 日前まで)

令和 8 年 6 月 30 日

届出者 住 所 伊万里市〇〇町〇〇 〇-〇

氏 名 医療法人〇〇〇会

理事長 〇〇 〇〇

連絡先 0955-00-0000 担当：☆☆

印

都市再生特別措置法第 1 0 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の (休止・**廃止**) について、下記により届け出ます。

記

いずれかに〇をつける

- 1 休止 (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地  
名称 : 〇〇クリニック  
用途 : 診療所  
所在地 : 伊万里市 △△町 △△ 〇〇番地 〇〇
- 2 休止 (廃止) しようとする年月日 令和 8 年 8 月 31 日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間 年 月 日まで
- 4 休止 (廃止) に伴う措置
  - (1) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途  
株式会社〇〇に売却し、事務所として使用予定
  - (2) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項  
除却予定時期 : 年 月 日 ~ 年 月 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。